

第		26		回						
住	民	の	自	治	・	統	治	研	究	会
	ご		あ		ん		な		い	

「大阪ボランティア協会」現地研究会総括

と き:2014年4月19日(土)午後1時30分~4時

ところ:大阪自治体問題研究所会議室

3月8日の「大阪ボランティア協会」の現地研究会の総括を実施。

前回 2014.3.8 研究会の報告

「大阪ボランティア協会」現地研究

大阪ボランティア協会への現地研究会に向け議論した質問項目に従って、協会の水谷氏より説明を受けその後質問を交わした。以下、質問の大きな項目にそって要点をまとめる。

I 自治、および市民自治について

大阪ボランティア協会の目指すものとして、市民自治・自治を掲げているが、日常的な活動では直接これらの言葉は出てこない。但し、ボランティア活動を自らの手づくり、地域福祉の活動を推進し、福祉的な課題、人間らしい社会、基本的人権の擁護など自らの問題として考え、主体的な参加が自治を物語っていると考えている。

II 市民、および市民社会について

- ①運動や活動の場面に応じて「市民」「住民」を使用してきた。例えば、在宅福祉では住民、問題解決では市民と言うように、今は8~9割市民を使用している。
- ②市民には主体的な個人、普遍的な人権を織り込んでいる。
- ③市民自治には経済的な自立や行政との協働関係を含み、民間性＝経済的な自立を掲げて参画してきた。

III 協会のミッションと社会、事業との関係について

- ①市民や市民社会進展の判断基準や評価基準の意味が分からない。要件を問う必要性がない。理由として、一人一人の創造性、色々な価値を尊重し、排除しないことが原則である。共に考え解決方法を考える。
- ②出版物では、ミッション系、事業系＝民間性の区別はしている。全てがミッション系では運営はうまくいかない。
- ③前項とも関わるが、ミッションと事業の計り方は弱いし、悩ましい。固定的なものではなく流動的な性格と考える。
- ④前回ビジョンの見直しは、橋下改革、震災、認定NPOの現状が変化していることによる。

IV 自治の主体づくりについて

- ①住民の権利である直接請求制度の行使などの住民自治の制度を、市民社会の構築、市民能力発揮のために必要と考え、意識して動いている。市民側のシンクタンクとなっていくことを学習に織り込んでいく。
- ②「自治の学校」は、自治の現場との接点を目指したが、理論的、理念的過ぎた。自治の言葉がNPO、市民活動の人には伝わりにくくなっている。
- ③「ボランティアコーディネーション事業」は、個別をつなぎ、地域を超えて行く仕掛けと考えている。個人の問題意識から始めると考えている。

当研究会は自主研究会ですので、参加者には資料代1回=500円の負担の協力をお願いしています。

主催＝住民の自治・統治研究会 (06-6354-7220)